

書評

BOOK REVIEW

島田陽一・三成美保・米津孝司・菅野淑子 編著

浅倉むつ子先生古稀記念論集『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献』

——社会法とジェンダー法の協働

櫻庭 涼子

I 浅倉むつ子先生は、1984年から東京都立大学で、2004年から2019年に定年退職されるまでは早稲田大学で、教鞭をとってこられた。労働法、ジェンダー法、女性労働と法、差別禁止法の研究者として、法分野の垣根を越えて広く知られている。学術的な貢献の大きさは言わずもがなであり、本書末尾の業績目録を見ると、多くの図書・論文を弛むことなく著してこられたことに改めて気づかされる。学会報告・司会の記録が示す通り、労働法学会で長期にわたって理事をお務めになり、代表理事にも就任され、学会の運営と議論の発展に実際に寄与してこられた。労働法に関する学術的貢献のみならず、ジェンダー法学会の立ち上げに尽力され、厚生労働省の研究会の委員をお務めになるなど、社会的貢献も顕著である。

本書は、浅倉先生のお祝いをするために、労働法の島田陽一・米津孝司・菅野淑子の各教授とジェンダー法の三成美保教授によって編まれた（以下、敬称は、浅倉先生を除き、省略する）。論文執筆者は編者4名のほか29名に及ぶ。内容は四部に分かれ、「差別・平等と法」、「雇用社会と法」、「ジェンダーと法」、「ハラスメントと法」によって構成されている。浅倉先生ご自身が研究してこられた分野であり、労働法に加えて性暴力や家族法など幅広いテーマについて気鋭の論者が集う。



●旬報社
2019年10月刊
A5判・676頁
本体8000円＋税

●しまだ・よういち 早稲田大学教授。
●みつなり・みほ 奈良女子大学教授。
●よねづ・たかし 中央大学教授。
●かんの・としこ 北海道教育大学教授。

本書の趣旨は、「社会法とジェンダー法の協働を体现する学術書として、尊厳ある社会の実現に少しでも寄与」（本書はしがき「刊行にあたって」）しようとするところにあり、本論文集の刊行は、「激動の……時代に、多様な生を営む市井の人々一人ひとりの尊厳を守り抜く意志に支えられた浅倉先生の学問姿勢に学び、批判を恐れず、弛むことなく正義をめぐる語り続けてゆく」過程として位置づけられている。以下では、どのような意味で、浅倉先生の学問姿勢に倣った社会法とジェンダー法の協働が試みられているのかという観点から、本書所収の各論考の内容を紹介し、共通する特色や意義を探ることを試みる。

II 1 第一部「差別・平等と法」には、差別禁止・平等法理をめぐる論文が収められている。植木淳「憲法14条と間接差別禁止法理」は、アメリカの差別的インパクト法理（日本では間接差別と表現される）の根拠として、特定の属性の人に対する不公正な障壁ないしその属性に起因する不利益を除去すべきという考えを基礎とする説が唱えられていることを紹介する。憲法14条に関わる日本の学説の議論についてこのアメリカの学説に対応すると位置づけたうえで、日本の憲法の解釈論として間接差別法理を採用する可能性を論じる。林陽子「女性差別撤廃条約成立40周年」は、同条約の履行監視機関である女性差別撤廃委員会が示してきた「一般勧告」を概観し、その「政治化」などの問題点を指摘する。杉山有沙「イギリス障害者福祉

政策に関する平等法に基づく司法審査」は、日本の社会保障制度に対する憲法14条に基づく司法審査は積極的でないと評価したうえで、これに対しイギリスでは、社会保障にかかわり、障害者差別を禁止する立法に基づく裁判所の審査において、立法・行政主体が裁量を有するものとはされていないと論じている。

第一部の労働法に関する論文として、中野麻美「労働者派遣制度におけるジェンダー」は、労働者派遣をめぐる法規制についてジェンダーの視点から問題点を抽出し包括的な検討を加えている。黒岩容子「雇用形態に基づく不利益待遇の是正と差別禁止」と長谷川聡「パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇原則の理論的基礎」は、非正規労働者と正規労働者との処遇格差是正に向けた法の趣旨をどう見るかという近年のホット・イシューについて論じている。長谷川論文は、差別禁止の視角と平等取扱いの視角の混在という観点を軸として議論を展開している点が注目される。盧尚憲「韓国の雇用における性差別禁止法の実効性を目指して」は、同一価値労働同一賃金や包括的間接差別禁止、差別に関する立証責任の転換を規定する韓国法を紹介したうえで、同国の裁判所による解釈について紹介・検討している。同論文によると、これらの規定に明示的に依拠して使用者の取扱いを違法と認めた裁判所の判断はいまだ存在しないとされる。理想としての法を論じるだけでなく性差別禁止法が実際に機能しているかどうかを考察しようとする取組みとして意義深い。

2 現実に向き合うという姿勢は、第二部「雇用社会と法」に収められている諸論文にも貫かれているように思われる。藤本茂「能力主義管理と雇用上の平等」は、アメリカ・日本の雇用平等法を理解する上で鍵になるであろう「能力主義」の起源と推移について諸分野の文献をもとに整理して示唆を得ようとする。島田陽一「『同一労働同一賃金原則』と『生活賃金原則』に関する覚書」は、日本の雇用形態格差規制に関して掲げられるようになった「同一労働同一賃金」原則について、同原則の沿革を遡り、社会的差別を許さないという文脈で展開・定着してきたこと、「生活賃金原則」との整合性をどのように保つかという課題を抱えてきたことを、各種文献に依拠しながら明らかにしている。同一労働同一賃金原則の法理論の厳密な検討を

しようとするれば不可欠となる基本的かつ重要な考察であり、今後の立法論的・解釈論的な検討に際して参照されよう。

現実に目を向けようとする試みは既存の立法・判例や言説を厳密に検証ないし懐疑の念をもって検討することを要請すると考えられる。そのような姿勢に支えられた第二部の論考として、三成美保「『女性のエンパワーメント』と『女性活躍推進』」、相澤美智子「ILO『労働は商品ではない』原則の意義」、笹沼朋子「業務上の自殺、あるいは精神病患者の自己決定について」が挙げられる。三成論文は、女性の雇用促進に関わる日本の政策について、特に、そこで用いられている言葉・表現と各種の国際的な情勢との対比を中心に論じ、人材活用の側面を前面に出して展開されている近年の傾向を指摘して、平等問題としての法政策が求められると問題提起を行っている。相澤論文は、ILOフィラデルフィア宣言の「労働は商品ではない」原則の意味について理論的に掘り下げる。笹沼論文は、故意の否定など労働者の自殺に係る種々の定式を取り上げて疑問を投げかけるとともに、自殺の背景につき裁判例を取り上げながら分析を加えて使用者の配慮のあり方について示唆を導く。オリジナルな考察により、このテーマに関して定式化に陥りがちな学説・裁判例に自省を促しているように思われる。

堅実な分析手法を用いた諸論文も収められている。その一つが比較法的分析による多くの論考である。ワーク・ライフ・バランス関連のものが多く、川田知子「労働時間短縮請求権と復帰権の検討」、水野圭子「ワーク・ライフ・バランスとジェンダー」、鈴木隆「EUワーク・ライフ・バランス法制の課題と展望」、所浩代「カナダにおける妊娠・出産・育児に関する休暇・休業法制」が挙げられる。川田論文は、ドイツで近年導入され、すべての労働者に対して保障される期限付き労働時間短縮請求権について検討している。日本の育児介護休業法上の短時間勤務制度についてはその対象が育児介護をする労働者に限られていること、労働者の申出の意義や効果が明らかにされておらず元の労働時間への復帰の実現のプロセスが理論的に不透明であること、政府によって支援されている「短時間正社員」制度についてもフルタイム正社員への復帰が予定されていないことなどの問題を抱えており、これらの

問題を解決するため、一般的な労働時間短縮請求権と復帰権を創設することにより労働者の「時間主権」を確立する必要があると論じる。所論文は、日本ではあまり紹介されることがないカナダ法の包括的検討を行っており、興味深い。比較法的考察としてはこのほか、藤井直子「イギリス全国最低賃金法における新たな賃金区分設定の検討」、大山盛義「フランスにおける違法な労働者供給事業に対する刑事制裁」もある。藤井論文は、イギリスの近年の最低賃金引上げをめぐる議論や課題について論じている。最低賃金の意義と影響という労働法政策の古典的かつ現代的なテーマについて、諸文献に依拠しながら丁寧に論じており、今後の議論に際して有用な検討素材を提供している。総じて、考察対象国・内容ともに、多彩である。

判例・学説の着実な分析から示唆を導く論文として、米津孝司「労働条件の不利益変更における信頼関係の合意」、菅野淑子「家族的責任から両立支援へ」、新谷真人「定年後再雇用をめぐる判例動向と課題」が挙げられる。米津論文は、賃金請求権放棄を含む労働者の同意の効力について、請求権を放棄することによる法的帰結は客観的な法秩序に適合しているのだらうと考える労働者の信頼を保護すべきであり、使用者によるこの点に関する情報提供・説明がなければ労働者が自由な意思により同意したとは認められず、合意の効力を否定すべきであると論じる。労働条件の不利益変更に対する労働者の同意の効力は、近年活発に議論されてきたテーマであるが、この点に関し明示的には議論されてこなかった論点に光を当てるものである。新谷論文は定年後再雇用をめぐる論点を余さず扱う。菅野論文は、裁判所の判断において家族的責任の観点から判断された時期が過ぎ、近年では労働者の両立支援という観点から判決が下っていることを分析する。

3 第三部「ジェンダーと法」、第四部「ハラスメントと法」には労働法だけでなく憲法・民法の研究者による論文も含まれている。労働法関連の論文として、川口美貴「顧客・利用者等によるハラスメントと使用者の防止対策義務」、浅野毅彦「イギリスにおけるハラスメントの法的規制」、山崎文夫「セクシュアル・ハラスメントと刑事規制・差別法理形成」が収められている。川口論文は、使用者は顧客・利用者によるハラスメント防止対策義務を負うとした上で、その法的根拠

や内容、救済について、豊富な実態調査を踏まえて明快かつ具体的に議論を展開している。この論点に関する必読文献となろう。浅野論文は、イギリスのハラスメントをめぐる法理を検討し、職場環境の改善や予防措置の構築など使用者の行動を促す仕組みが整えられているかどうかを分析している。

Ⅲ 以上でみたように——評者の専攻・能力の限界ゆえ本書の論稿の全てをとり上げられず、また、各論文の詳細に立ち入った検討に至っていないことをお詫びしなくてはならないが——本書に収められた論文はいずれも、労働法や差別禁止法の背景にある現実社会を踏まえた議論を展開すること、あるいは雇用社会に法が及ぼす現実の影響から目を逸らさずに論じることを目指しているという意味で、法と現実というテーマを一貫して追求しているように思えた。その追求のあり方は様々であり、法の実践を意識するがゆえに批判的な検討を中心とするものもあれば、比較法ないし裁判例の堅実な分析や実態調査を踏まえた立法論・解釈論を試みたものもある。こうした試みに際し、まとまった論証に到達していない論稿も一部見受けられたように思われるが、それは、古稀記念論文集という本の性格上、多分野の多彩な執筆者が集った結果としての紙幅の限界ゆえであろう。

なお、本書には浅倉先生ご自身の最終講義も収められている。内容的に学問的示唆に富むことは言うまでもないが、先生の偉大な業績・貢献は、日々、社会から求められる役割や課題解決に対して誠実に、柔軟に向き合い、弛まず着実に歩いてきた軌跡でもあるのではないかと感じさせる。本書冒頭に記された「弛むことなく正義をめぐる語りを続けてゆく」とは、浅倉先生の薫陶を受けた執筆者の先生方が、先生の研究姿勢から読み取り、読者に対して発信しているメッセージなのかもしれない。本書を受けて、労働法・差別禁止法・ジェンダーの分野における学術的でありかつ実践につながる議論がさらに一層、深化していくことが期待される。

さくらば・りょうこ 神戸大学法学部教授。労働法専攻。